

第24回運営会議 (2003.6.2 開催) 結果報告	2003.6.5 庶務発信
<p>開催日時：2003年6月2日(月) 17:00～19:30 場 所：ホテルグランヴィア京都 7階 式部の間 参加者数：委員7名(委員長、琵琶湖部会長、淀川部会長、猪名川部会長代理、環境・利用部会長、治水部会長、利水部会長(猪名川部会長代理兼任)、住民参加部会長) 河川管理者3名</p>	
<p>1 検討内容および決定事項</p> <p>今後の進め方</p> <p><原案審議の進め方について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意見書は、10月提出を目標とする。 ・ 意見書については、各テーマ別部会のとりまとめを元に骨格を作成し、地域別部会のとりまとめを追加してまとめていく。テーマ別部会が地域的な観点での検討が必要と判断した内容については、地域別部会で審議する。また、地域別部会からテーマ別部会への審議依頼も有り得る。 ・ テーマ別部会のとりまとめを第23回委員会(7/12)と第24回委員会(8月下旬)に提出する。地域別部会についても当該委員会までの検討結果を報告する。 ・ 「部会場でより深まった議論を行うため、部会前に議論の進め方や検討ポイントの整理と、これまでに出示された資料の理解を深めるための検討会を開催して部会に臨んでどうか」との提案がなされ、了承された。検討会の進め方は部会長に一任された。なお、検討会には河川管理者の出席を依頼する。会議は公開しないが、資料や議論内容については公開する。 ・ 第24回委員会(8月下旬)にて、河川管理者に河川整備計画原案(案)について説明頂く <p><今後の委員会日程等について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第22回委員会(6/20)の会場を大阪府立体育館とする。 ・ 第23回委員会を7/12(13:30～16:30)に開催する。 ・ 第24回委員会を8/25以降開催予定とし、日程調整を行う。 <p>5/31に中止された部会の開催について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ の「原案審議の進め方」に関する議論を受けて、まず、各部会とも検討会を開催した上で部会を開催することとなった。 ・ 6/7に治水部会検討会(10:00～12:00)、利水部会検討会(13:00～15:00)、淀川部会検討会(15:00～17:00)を開催する。 ・ 6/18に猪名川部会検討会(13:30～15:30)を開催する。 <p>第22回委員会(6/20)の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な議題は、「説明資料(第1稿)への部会からの意見に関する報告」「説明資料(第2稿)の説明と質疑応答」とする。 ・ 説明資料(第2稿)について60分程度で説明頂いた後、質疑応答を40分程度行う。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 淀川部会への所属を希望されていた田村委員(3/27に委員会および住民参加部会委員に就任)については、淀川部会委員に就任頂くことを第22回委員会(6/20)にて承認頂く。 ・ 第5回住民参加部会で河川管理者から出された下記要望については、意見・関心のある委員と河川管理者で検討会を開くことが決まった。開催案内および日程調整は後日行う。 (河川管理者からの要望:「第21回委員会(5/16)にて確定した提言別冊に記載している対話集会等を河川管理者が開催するにあたり対話集会のファシリテーターの推薦およびテーマへの意見を伺いたい」 詳しい内容については、第5回住民参加部会結果報告参照) 	

このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

開催日時：2003年5月29日（木） 13：30～17：00

場 所：カラスマプラザ2 1 8階 大ホール

参加者数：委員 19名、他部会委員 1名、河川管理者 18名、一般傍聴者 91名

1 決定事項

議論が分かれた「ゾーニングの設定」に関しては、山村委員を中心に有志でゾーニングに関する検討会を開き、論点を整理し部会意見案を作成して、次回部会にて検討する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

「説明資料（第1稿）」および「具体的な整備内容シート」についての議論

資料2「環境・利用部会のこれまでの議論とりまとめ案（「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」に対する意見・提案）」を用いて、第1稿に関する意見交換が行われた。

ゾーニングの設定について

自然環境保全の目標を達成するための手段としての「ゾーニングの設定」に関して、委員のなかで下記のとおり議論が分かれたため、「1決定事項」の通り、次回部会までに検討会を開催して論点を整理し、部会で意見案を検討することとなった。

ゾーニング設定肯定意見：環境保全のための目標を実現する手段としてゾーニングを設定すべき／ここだけは手を付けない、という区域を設定すべき

ゾーニング設定否定意見：利用を促進する恐れもあるのでゾーニングは必要ない／ゾーニングは人間側の論理ではないか／水系全体が保全されるべきなのでゾーニングは必要ない

資料2に対する主な追加意見

<自然環境、水質>

- ・森林や琵琶湖の保全など、国土交通省の権限外にあるが河川に影響があると考えられる部分については、何らかの働きかけをすべきであり、その方策を計画には盛り込むべき。
- ・「事業の評価」といった場合に、ダムによって失われる自然環境の評価等、プラス面だけではなく、マイナス面の評価も行っていくべき。また、マイナス影響がある場合、再生（森林伐採に対する植林など）の義務づけも盛り込む必要がある。
- ・望ましい河川、河川水質を維持するための管理方策を、流域界にまで視野を広げて理念として記してほしい。
- ・水質管理目標としては、生物指標（イタセンパラが棲めるなど）を目標とした方が分かりやすいのではないか。その際には、1種類ではなく複数の種類を基準とすべき。生物指標は分かりやすいので住民のモニタリングへの参加、環境教育面からも重要である。
- ・水質を管理するためには、汚濁の発生源を特定できる観測網をどうつくるか、得られたデータをどう発信し利用するかが重要なポイントとなる。
- ・今後増加すると考えられる産業廃棄物処理場等への規制の方策や考え方を盛り込むべき等。

<利用>

- ・水上バイクの利用規制を明確に位置づける方向で今後検討すべき。
- ・河川敷利用について、短、中、長期のグランド等の段階的削減イメージを明記すべき等。

委員会への提案（検討班の設置）について

「説明資料（第1稿）で記されている協議会や委員会の、他省庁との連携も含めた全体的な関係や内容」「河川流入総負荷量管理方策」「河川レンジャー」について、「総合的な検討が必要であるため、委員会のなかに検討班等を設けて検討を進めた方がよいのではないか。運営会議に諮って頂きたい」との提案がなされた。

検討班結成案については、部会長が運営会議に伝えることになった。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から「水上バイクには全面規制を、プレジャーボートにはエンジン規制等を行っていくべきだ」といった発言がなされた。

このお知らせは委員の皆様にご覧いただき、会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。